

指定短期入所事業所等 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

医療型短期入所の対象者要件の拡大について

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月の報酬改定により、これまで福祉型(強化)短期入所では対応が困難であった医療的ケアを必要とする者(以下、「医ケア児者」という。)への支援を充実させるため、医療型短期入所の対象者要件が拡大されることとなりました。

つきましては、令和3年4月以降、医療型短期入所の対象者は、以下のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 医療型短期入所の対象者要件について

令和3年4月から、従来の対象者要件に加えて、新たに以下の者が、医療型短期入所の対象となります。

(1) 障がい者

- ① 障害支援区分5以上で、医療的ケアの判定スコア(以下「判定スコア」という。)(別紙1)が16点以上の方
- ② 障害支援区分5以上で、強度行動障がいがあり、判定スコアが8点以上の方
- ③ 障害支援区分5以上で、遷延性意識障がいがあり、判定スコアが8点以上の方
- ④ 上記①～③及び「障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方」「障害支援区分5以上で進行性筋萎縮症に罹患している方又は重症心身障がい者」に準ずると区保健福祉部長が認めた方

(2) 障がい児

判定スコアが16点以上の方

※ 判定スコアは、医ケア児者の受入促進を目的とし、医ケア児者への支援を報酬上評価するために、令和3年4月より、導入された判断基準であり、判定スコアの点数は医師が判断することとなっている。

2 医療型短期入所の対象者の確認方法

現在、医療型短期入所の対象者については、障害福祉サービス受給者証の「支給量等」欄に、「療養介護」、「遷延性」、「重心児」のいずれかが記載されることとなっておりますが、上記1の新たな対象者要件によって支給決定を受けた方については、受給者証に「療養介護」又は「医ケア児」と印字されることとなるため、障害福祉サービス受給者証の記載内容を基に、医療型短期入所の対象者をご確認下さい。

なお、判定スコアを用いた要件で支給決定が必要な方から申請があった場合に限り、各区保健福祉部から利用者等に対し、上記1の新たな対象者要件について説明を行い、「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア」（以下「判定スコア表」という。）（別紙2）の案内を行います。

3 医療型短期入所のご利用をご希望の方へ

従来、医療型短期入所の対象でなかった方の中には、今回の対象者要件の拡大に伴い、医療型短期入所の対象となる場合があります。

現在、福祉型（強化）短期入所事業所等をご利用中の方で、医療型短期入所のご利用をご希望している方がいらっしゃいましたら、令和3年4月より、判定スコアを用いた要件で支給決定が可能な場合があることをご説明の上、各区保健福祉部へご相談いただく又は判定スコア表をご持参の上、各区保健福祉部へご申請いただくようご案内いただければ幸いです。

4 参考資料

- (1) 医療的ケアの判定スコア …別紙1
- (2) 障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア …別紙2
- (3) 令和3年3月23日 官報号外第64号
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正」（平成18年厚生労働省告示第523号）（抄） …別紙3
- (4) 令和3年3月23日 官報号外第64号
「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省令第236号）（抄） …別紙4
- (5) 令和3年3月23日 官報号外第64号
「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省令第543号）（抄） …別紙5
- (6) 令和3年3月23日 官報号外第64号
「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省令第556号）（抄） …別紙6

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係
TEL011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp